

契約者割戻金制度の導入について

1. 導入の目的・趣旨について

当団は、平成 25 年 4 月に厚生労働省及び国土交通省から特定保険業の認可を取得すると同時に、内閣府の認定を受けて、保険事業ほか 2 事業を公益目的事業として運営する公益財団法人に移行した以降は、公益法人に課せられた「収支相償の原則」を遵守するため、毎年の決算において公益目的事業の経常収支をゼロないしは赤字とすること、仮に黒字を出した場合には速やかに公益目的事業の拡充等に計画的に剰余金を費消することを内閣府から求められることとなり、平成 28 年度には保険事業に相關連する公益目的事業として「労働安全衛生推進事業」を新たに立ち上げ、平成 25 年度及び 26 年度に生じた剰余金 10 億円余を同事業の財源として資金を運用しました。

保険事業では、財務の健全性を維持しながらも極力剰余金を発生させない収支構造の構築を目指して、平成 27 年度の無事故割引率の拡大や平成 28 年度及び令和 3 年度の掛金に占める保険料割合の縮小など制度改定を実施するとともに、これまでに生じた剰余金の一部を活用して保険金支払いの財政基盤をより強固なものとするため、万が一の集積リスクへの備えである「異常危険準備金」に積み増しを行うこととし、とりわけ令和 2 年度の決算においては、平成 27 年度及び 28 年度に生じた累積剰余金 19 億円余を全額繰り入れたことで同準備金の積立額は 40 億円余となり、ほぼ法定の上限額まで積み上げることができました。

しかしながら、黒字を前提とする保険事業の性質上、剰余金は今後も発生することが必定であるため、保険事業の健全な運営を行いながらも「収支相償の原則」を満たす仕組みとして、今般、毎年の決算における経常収支の剰余金を原資とし、毎年の決算終了後の一定時期に対象契約者に利益を割り戻す「契約者割戻金制度」を令和 4 年 4 月 1 日に導入することとします。

なお、収支相償を満たすため令和 2 年度以降の剰余金に対して対処する必要があることから、経過措置を設けて令和 2 年度及び令和 3 年度の決算における経常収支の剰余金に対しても、それぞれ本制度を遡及して適用することとします。

2. 制度(案)について

- (1) 契約者割戻金制度の概要（イメージ）は別紙の通り。

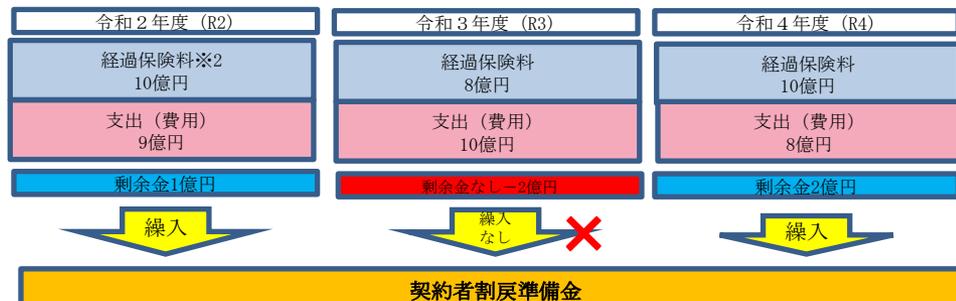
○ 制度の必要性

- ・公益目的事業として運営している保険事業は、毎年の決算で収支相償の原則(収支ゼロないしは赤字)が求められるが、保険金の支払発生件数等をコントロールすることはできず、また、赤字を前提とした事業運営を行う事情にはない保険業の特性から、事実上、令和元年度決算を除いて毎年剰余金が発生している。
- ・剰余金の運用が望めなくなり、かつ、異常危険準備金への剰余金の積み増しが困難である以上、新たな剰余金の解消策が求められるところとなっている。このため、令和2年度以降の経常収支の剰余金については「契約者割戻準備金」に全額繰入れて保険契約者に還元する仕組みとして、契約者割戻金制度(※1)を導入するものである。

※1 保険業法上の名称は「契約者配当」であるが、保険会社と異なり、非営利で共済に近い性格の当団としては各種共済で広く用いられている「契約者割戻金」の呼称を使用することとする。

○ 割戻金制度のイメージ (令和4年度分契約者割戻の場合) *数値は仮置きのもです。

① 契約者割戻準備金への繰入



② 契約者割戻率の算出

$$\frac{\text{契約者割戻金総額 (直近3事業年度の剰余金の平均) ※3}}{\text{R2 1億 + R3 0 + R4 2億} \div 3 = \text{1億円}} \div \frac{\text{対象契約の契約者割戻基準 保険料総額 (割戻対象年度 (R4) 経過保険料総額)}}{\text{10億円}} = \text{契約者割戻率 } \mathbf{0.1}$$

取り崩して充当

※2 受け取った保険料のうち当期の補償にあてるべき保険料

※3 契約者割戻金の対象額は、年度間の衡平性を確保するため、直近3事業年度の剰余金の平均値を用いることとする。

③ 個々の契約者に対する割戻金の算出 (R4の支払経過保険料100万円の契約者(A)の例)

$$\frac{\text{契約者割戻基準保険料 (割戻対象年度 (R4) 支払経過保険料)}}{\text{100万円}} \times \text{契約者割戻率 } \mathbf{0.1} = \text{契約者(A)の契約者割戻金 } \mathbf{10万円}$$

○ 補足

- ・最初の割戻金の支払いは、令和4年度分を令和5年9月末を期限として支払いを行う。
- ・令和2年度、3年度分の契約についても、遡及して契約者割戻を実施する。
- ・割戻金の原資は剰余金であり、3年連続して剰余金がない年度分の割戻金はゼロとなる。
- ・割戻金は10の位を四捨五入し、100円単位とする。(100円に満たない契約者への支払いは行わない。)

【 対象契約 (契約者割戻金を支払う対象契約) 】

- ・ 完工契約、関連契約
事業年度末有効契約およびその更新前契約
- ・ J V 契約
当事業年度に保険期間を有する保険契約
- ・ 現場単位契約
当事業年度に保険期間を有する保険契約

④ 個々の契約者に対する割戻金の算出例

(R4年度の支払経過保険料×契約者割戻率(仮に0.1とした場合))

1. 契約者 A (R4年8月更新) … R3年度掛金120万円、R4年度掛金144万円

支払経過保険料	掛金(月)	月数	保険料割合	
4月 - 7月(4ヶ月) →	10万円	× 4ヶ月	× 0.85	= 34万円
8月 - 3月(8ヶ月) →	12万円	× 8ヶ月	× 0.82	= 78.72万円
				上記計 112.72万円
				× 0.1 (割戻率) ↓
				割戻金 11,270円

2. 契約者 B (R4年12月新規加入) … R4年度掛金60万円

支払経過保険料	掛金(月)	月数	保険料割合	
12月 - 3月(4ヶ月) →	5万円	× 4ヶ月	× 0.82	= 16.4万円
				× 0.1 (割戻率) ↓
				割戻金 1,640円

3. 契約者 C (R4年4月新規加入) … R4年度掛金60万円

支払経過保険料	掛金(月)	月数	保険料割合	
4月 - 3月(12ヶ月) →	5万円	× 12ヶ月	× 0.82	= 49.2万円
				× 0.1 (割戻率) ↓
				割戻金 4,920円